

2020年4月配偶者居住権施行・直前企画

『知っ得！改正相続法』セミナー

参加費不要

私たちの暮らしと大きくかわる「相続法」が40年ぶりに改正され、段階的に施行されています。中でも注目の「配偶者居住権」ならびに「遺言の保管方式」の施行が目前に迫っています。「改正相続法」の基本と使いこなすためのポイントを事例を交え、わかりやすくお伝えします！

【セミナーの内容】

1. 40年ぶりに大改正された「相続法」
2. 残された高齢配偶者の保護のための改正
3. 介護の労に報いる改正
4. 相続トラブルを防ぐための改正
5. どうやって使う？相続法改正



講師：司法書士事務所ともえみ

代表司法書士 山口 良里子(やまぐち よりこ)先生

【プロフィール】

平成11年司法書士試験合格。平成17年現在の事務所開設後は、一貫して「お客様の笑顔に全力を尽くす」ことをモットーとし、身近な暮らしの法律家として、年間200件を超える相続・遺言・後見の相談を受ける。

平成29年、実家の両親の面倒を見る「長女」として、自らの父親と家族信託の契約を結ぶ。司法書士・家族信託受益者の双方の視点からの提案力は高く、依頼者からの信頼も厚い。不動産活用・税務・心理面を総合的に判断する実践的な問題解決が得意。

平成21年大阪市きらめき企業賞受賞。(社)家族信託普及協会認定 家族信託専門士

日時

2020年3月13日(金) 13:30～15:00(受付開始13:00)

会場

大阪第一生命ビル 16階 162会議室
大阪市北区梅田1-8-17(裏面の会場案内をご覧ください)

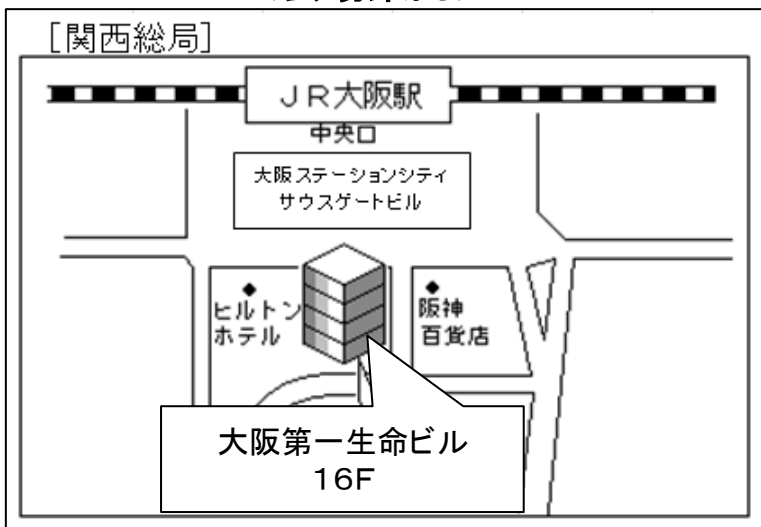
C19-518-0047(2020.1.20)

2020/3/13「改正相続法セミナー」参加申込書

■ご芳名	フリガナ				■ご同伴者					
生年月日	年	月	日	男・女	生年月日	年	月	日	男・女	
■ご住所					■ご連絡先	TEL				
■申込内容	次のいずれかに○をつけてください。 A. セミナーのみ申込 B. セミナー・個別相談サービスの両方申込 ●個別相談をご希望の場合は、相談内容もご選択ください。 ①相続・遺言 ②生前贈与 ③家族信託 ④セカンドライフのマネープラン ⑤その他()									

記入者以外の方の情報は、必ずご本人の同意・承諾を得たうえでご記入ください。
第一生命では、ご記入いただきました内容を以下の業務などに活用いたします。
●関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供
●当社業務に関する情報提供・運営管理
※各種商品・サービスの詳細は、当社ホームページ (<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>) でご覧いただけます。

<会場案内>



<お問合せ先>

第一生命保険株式会社
FPコンサルティング部(関西)

大阪市北区梅田1-8-17

JR大阪駅・地下鉄/阪急/阪神各線梅田駅より徒歩5分

Tel : 050-3780-1056

(月~金 9:00~17:00 <祝日を除く>)

担当 : 山城・小川

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。

<お申込方法>

参加ご希望の方は、参加申込書に必要事項を記入のうえ、以下いずれかの方法でお申込ください。

①弊社担当者に申込書をご提出ください。

②申込書を同封の封筒にてご返送ください。

ご家族、ご友人とご同伴いただいても構いません。

(同伴者がいらっしゃる場合は、申込書にご同伴者のお名前をご記入ください。)

お申込み多数の場合、先着30名様までとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

参加申込締切：2019年3月6日(金)

(注) 万一、定員オーバーにつきご参加いただけない場合には、上記締切日以降に弊社よりご連絡いたします。

講師による個別相談のご案内

後日個別相談サービスも併せて実施いたします。(初回ご相談無料)

個別相談サービスを希望される方は、申込書欄の「B.セミナー・個別相談サービスの両方申込」に○をお付けください。

ご相談の日時につきましては、弊社ファイナンシャルプランナーが調整させていただきます。

このお知らせは、2019年10月1日時点のお客さま情報にもとづき、送付しております。



お届けしたのは…

第一生命保険株式会社
FPコンサルティング部 (関西)

〒530-0001

大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビル17F

TEL 050-3780-1056

(9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く)